

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要であります。障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見や虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等を目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が制定されています。

しかしながら、この法律では虐待発見時の行政機関への通報義務が、養護者、障害者福祉施設及び使用者に課せられている一方、学校、保育所及び医療機関内での虐待については、発見者の行政機関への通報義務が対象外となっています。

昨年、神戸市において精神科病院内での卑劣な虐待事件が発覚するなど、医療機関で障害者が虐待されるという痛ましい事件が未だに発生しています。身体的・精神的に弱い立場の障害者が助けてもらえると思っただけで病院で虐待に遭った場合、外から見えない場所での虐待に声を上げられず、また障害者の家族の方も閉鎖的な病院内で起こっていることに気がつきにくく、泣き寝入りさせざるを得ない状況にあります。

このような障害者自身の心身の悪化を更に招くような障害者に対する差別や人権侵害を根絶させていく為には、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考えます。

本市議会は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に、虐待発見時の通報義務対象として医療機関における障害者虐待も加えるよう改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛

千葉県我孫子市議会